

第1章 序論

1-1 合併の背景と必要性

清須市と春日町の合併には、以下のような背景と必要性を挙げることができます。

(1) 両市町の沿革とさまざまな結びつき

清須市は平成 17 年 7 月に誕生した新しい市ですが、春日町の行政区域が形づくられたのは、今からほぼ 100 年前の明治 39 年（1906 年）のことです。この間、人々の生活様式や経済状況は大きく変動し、通勤・通学や買い物、公共施設の利用などの人の動きも広域化しています。また、清須市と春日町は行政上の広域圏が同一であることに加えて、消防及び休日急病診療、ごみ処理、し尿処理、火葬場の建設及び維持管理などの事業を、一部事務組合において共同で行っています。さらに地理的な近接性から通勤・通学の動向で密接なつながりを持つなど、一体的な行政を推進しやすい条件にあります。このため、住民にとって身近な公共団体である両市町も、生活様式の変化や広域化に伴って適切な規模への転換が必要です。

さらに、清須市と春日町は五条川でつながり、水と緑の空間を共有しているという、一体性を持っています。潤いと憩いの空間を持ったまちづくりを進める上で、両市町の合併はプラスの効果をもたらすことが期待されます。

(2) 地方分権の進展への対応

いわゆる「平成の大合併」が進み、これと並行して地方分権が進められる中であって、国においては「地方分権改革推進委員会」における検討を行い、その第一次勧告において、市町村へのより一層の権限移譲を求め、特に市に対して優先的に移譲を進めるという方向を打ち出しています。また過疎地域や規模の小さい町村と、都市部や圏域の中心となりえる市との間に明確な区分を設けようとしています。（「定住自立圏構想※」）

このように今後の地方自治体は、ますます高度化する行政需要に対応して、一定のスケールをもつことが必要条件となりつつあります。

両市町の合併は、施策の適切な推進や行財政運営に必要な管理業務を適切に行うために、限りある財源や行政組織などの資源を効率的に活用するために欠かせない取り組みと考えることができます。

※定住自立圏構想：国（総務省）が平成 19 年度から検討している政策。全国の自治体に対して一律の機能を持たせるのではなく、概ね人口 5 万人程度以上で昼夜人口比率が 1 以上の中心市に暮らしに必要な都市機能を重点的に整備し、周辺市町村の住民はこの機能を利用することにより、大都市以外でも定住可能な圏域をつくらうとするもの。なお、平成 20 年 5 月 15 日に総務省の定住自立圏構想研究会（座長：佐々木毅学習院大学教授）がまとめた報告書では、東京都市圏、名古屋都市圏、大阪・京都・神戸都市圏は基本的に構想の対象外とされている。

（３）少子高齢化の進行への対応

出生率低迷の影響を受け、今後我が国の人口は減少し、全体として高齢化が進行していきます。そのため、将来、少数の生産年齢人口が多くの高齢者を支える社会が到来すると予測されています。

両市町においても、生産年齢人口（15歳～64歳人口）比率は、平成3年から平成7年までにピークを迎え、その後減少に転じている一方、高齢人口（65歳以上人口）比率については、一貫した上昇傾向を示しており、少子高齢化が確実に進行しています。

清須市や春日町は人口動向の面からも、財政状況から見ても、全国的には恵まれたポジションにあるといえます。しかし、両市町においても少子高齢化は確実に進展しており、長期的には住民税を負担することができる働き盛りの住民層が減少することも考えられます。

このような来るべき本格的な少子高齢化社会においても、適切な行政サービスを実施するため行政組織の効率化は不可避であり、この点からも両市町の合併は必要と考えられます。

（４）厳しい財政状況への対応

依然として厳しい経済情勢が続く中で、我が国の財政状況は、先進国最悪の危機的な状況にあります。こうした中であって国・地方を通じた行財政改革が進められていますが、その基本は「地方にできることは地方に」という地方分権であり、地方自治体の側では分権の受け皿にふさわしい行財政基盤を整える必要があります。

両市町は全国的に見ると税収に恵まれ自主財源の比率も高いため、決して困窮しているようには見えません。しかし、行財政の規模が小さいため、都市基盤整備などの事業を進めるために借金をすると、たちまち財政が悪化してしまう構造となっています。清須市・春日町ともに、現在の財政状況は危機的な状況とはいえません。しかし、今後は下水道整備等において大きな事業費を負担することが想定されていますが、現状の行政組織を維持しながらこれらの大規模事業を行うことは極めて困難であるといわざるを得ません。

こうした懸念を軽減するためには、財政規模を大きくかつ効率化する必要があります。

両市町の合併は行財政規模の拡充とともに、行財政運営の効率化をこれまで以上に推し進め、行財政システムを持続可能なものへと改革していくために欠かせない取り組みであるということができます。

1-2 計画策定の方針

(1) 計画策定の根拠及び内容

- ① 清須市・春日町合併協議会は、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 6 条の規定に基づく「合併市町村基本計画」を策定します。
- ② 「合併市町村基本計画」においては、新市のまちづくりの基本方針を定めるとともに、新市及び愛知県が実施するまちづくりの根幹となるべき主要事業や特徴的な事業等の施策を掲載します。
- ③ 「合併市町村基本計画」については、計画期間を対象とする財政計画及びその前提となる行財政運営の考え方を盛り込みます。

(2) 計画の期間

「合併市町村基本計画」の計画期間は、合併年度及びこれに続く 15 年度間（平成 36 年度まで）とします。

(3) 計画の対象地域

「合併市町村基本計画」の対象地域は、清須市・春日町の全域とします。

(4) 計画策定に当たっての留意事項

- ① 清須市・春日町の総合計画を基礎として、住民意識調査による住民の意向を踏まえた計画づくりを目指します。
- ② 現在、清須市・春日町が進めているまちづくりの方向性を尊重するとともに、各地域の持つ自然、歴史、文化などの特徴を活かし、両市町全体の住民福祉と活力の向上を目指します。
- ③ 新市の持続可能で均衡ある発展を目指すものであることとします。
- ④ 新市民の交流・連帯が進められるよう十分に配慮し、新市の一体性の速やかな確立を目指します。
- ⑤ 「合併市町村基本計画」には新市のまちづくりにおいて真に必要な事業等を位置づけるとともに、新市における県事業の推進に関する項を置き、県と新市が一体となってまちづくりを進めます。
- ⑥ 地方財政が極めて厳しい状況にあることを踏まえ、事務事業の推進と見直しを含む行政運営の方針を定めるなど、合理的で健全な財政運営に裏付けられた着実な計画づくりを目指します。